

公益社団法人東京都眼科医会

全国規模学会開催への助成規程

(目的)

第1条 本助成は、眼科医療の充実と質の向上を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 眼科医師が主催する全国規模で眼科臨床に関係深い学会及びこれに準ずるものを対象とする。但し、同一学会長が同一期間に同一施設で開催する複数の学会に関しては、1学会とみなす。

(助成額)

第3条 助成額は1学会当り最高50万円とする。但し、次に挙げる場合は50万円未満とする。

1. 助成対象が多く、本会の予算額を超過するとき
2. 総経費が50万円未満のもの

(申請手続)

第4条 助成を受けようとする学会の責任者は、開催年度の前年の10月末迄に所定の様式の助成申請書を本会会長宛に提出するものとする。

年度とは4月から翌年3月までの期間とする。

(助成の決定および通知)

第5条 理事会は、当該申請に関する助成金の交付の諾否を決定し、交付すべきと認めたときはその旨を申請者に通知し、申請締切り後その額を決定し、速やかに助成金交付確定通知書を申請者に送るものとする。

- (2) 助成金の交付が採択されなかった申請については助成金不採択通知書により申請者に通知するものとする。

(事後報告)

第6条 助成を受けた学会が終了した時には、責任者は本会に速やかに事後報告(決算報告も含む)をするものとする。

(附 則) この規程は平成25年4月1日より施行する。